

令和2年5月8日

山辺町立小・中学校 保護者 様

山辺町教育委員会
教育長 多田 徹

新型コロナウイルス感染症防止に係る対応について（第10報）
～学校の再開について～

このことについて、町教育委員会としては、町内小・中学校における対応を下記のとおりいたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

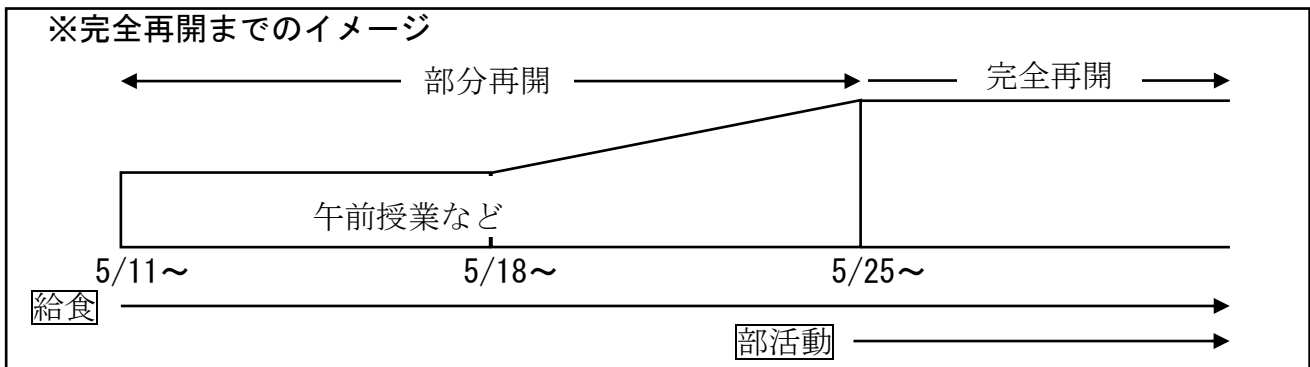
なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて追加的な対応を依頼する必要があることを申し添えます。

記

1 学校の再開について

- (1) 全ての小・中学校を5月11日（月）より部分的に再開し、子どもたちの生活リズムを整え、学習の保障に努めます。
- (2) 最初の2週間を完全再開に向けた期間とします。

※完全再開までのイメージ



(3) 感染防止に向け、学校では次の取り組みを行います。

- ① 「3密」をできるだけ回避する工夫
 - ・ 午前授業（給食あり）など、学校ごとの工夫
 - ・ 座席の間隔や配置の工夫など、身体的距離の確保
- ② 感染防止のための環境整備
 - ・ こまめな換気、消毒液の設置、児童生徒が手を触れる場所の消毒
- ③ 学習の中での対策
 - ・ マスクの着用、対面での学習や活動をできるだけ回避
 - ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導など感染のリスクが高い学習活動を行わない

2 感染防止のため、家庭において以下の点へのご協力をお願いします。

(1) 登校前の検温・健康観察の実施

- ・ 学校の指示に従い、健康観察シートに記入してください。
- ・ 発熱等の風邪の症状や、味覚異常がみられるときには、自宅で休養してください。（出席停止扱いとします）

(2) マスクの着用

- ・ 咳エチケット、飛沫感染防止のため、マスクを着用しての登校をお願いします。

(3) 学校外での過ごし方

- ・ 学校再開後も、今まで通り感染防止策をとってください。

3 その他

不明な点に関しては、学校や町教育委員会に問い合わせてください。